

亀山市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年3月14日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

山下町自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 西川 喜弘

亀山市山下町97番地

変更後 伊藤 晃

亀山市山下町92番地

3 変更の年月日

平成29年1月15日

4 変更の理由

任期満了による